

# 「学校いじめ防止基本方針」

## 1. 基本的な構え

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめ問題はすべての生徒に関係する問題であるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、学校内外を問わず、すべての生徒がいじめを受けることがなく、いじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、全教育活動を通じて、いじめ防止のための対策を行う。また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等※に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

「いじめ防止対策推進法」 第二条 いじめの定義引用

※「児童等」とは、中学校に在籍する生徒をいう

本校では、上記の定義を受け、生徒に対して以下の事態が発生した時に「いじめがあった」と認識する。

その生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている時。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
また、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

- \* 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを最優先することである。
- \* 「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校や学級、部活動等でその生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。ここではインターネット上で関わりをもった者も含まれる。
- \* 「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」「無視」「誹謗中傷」など、直接的に関わるものではないが精神的な圧迫を受け苦痛を与えられたものを含む。
- \* 「物理的な影響」とは、身体的な負傷の他、金品をたかられたり、隠されたり、壊されたりすることなどを含む。
- \* けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2. いじめ防止のための取り組み

### (1) 本校の重点

- ① 建学の精神『精神一筋に生き、人の幸せの支えとなれ』をもとに、他者への「思いやり」と「感謝の心」を大切にしたい学校生活を送る。
- ② 学級を基盤として、一人ひとりが「絆」を感じる所属感や居場所を感じる自己有用感をもち、仲間と目標を成し遂げる喜びを味わいながら豊かな人間関係を育む。
- ③ 生徒の自治の力・自浄作用を高め、生徒自らが主体的に問題解決に向けて取り組む姿勢を育む。

### (2) 子どもの権利学習の実施

子どもの権利に関する条例を制定した多治見市にある中学校として、子どもの権利についての学習を進める。とくに特別活動や道徳の授業などの教育計画に位置付けて、いじめ防止を含めた子どもの権利に関する授業を実施する。

### (3) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 学校・学年・学級の活動を生徒が自主的に行えるように支援する。
- ② 価値高い活動(日常生活の向上や委員会活動の取り組み等)を、生徒が自分たちで考え、判断し、実践できるよう支援する。
- ③ 「正義が通る学校・学級」であることに生徒及び職員が誇りに思えることを基盤とし、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない校風づくりに組織的に取り組む。
- ④ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ⑤ いじめを許さず放っておかない意識やいじめにあったら自分で考えず相談することができるような主体性を育む。

### (4) 生徒一人ひとりに自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 「建学の精神(誠心一筋に生き、人の幸せの支えとなれ)」と感謝の心を柱とした、人とのつながりを大切にする体験活動を推進する。
- ② 全教育活動を通して、自他の生命を大切にする心を育てる。
- ③ 表現力を培い、良好な関係を築くコミュニケーション能力を高める。

### (5) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために生徒および保護者に啓発活動を行う。ネット上の書き込み等で加害者特定がすぐにできない場合は、被害の拡大を避けるため、保護者と連携し、プロバイダへの削除依頼、法務局への相談・警察への調査依頼を行う。

### (6) 教職員の人権感覚を高め、学級経営力を向上させるための職員研修を行う。また、様々な機会をとらえて、「いじめはなぜ許されなのか」につて全職員が語り切れるようにする。

### (7) 特に配慮や支援が必要な生徒については、保護者と連携しながら適切な指導支援を行う。Hyper-Qu検査結果をもとにした職員研修を実施する。

### (8) 校長を中心とした会議を定期的に行い、いじめに関する情報交流や検討、対応状況の確認を随時行う。

### (9) 対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ① いじめの早期発見に関すること。(毎月のアンケート調査、教育相談、保健室等)
- ② いじめの防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤ 定期的で開催する。(外部専門家を招く)ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑥ 構成員 (◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する)

【学校内】 校長、教頭、◎生徒指導部長、学年主任、教育相談担当、養護教諭

【学校外】 スクールカウンセラー、保護者代表

「重大事態等」と認められた場合、校内いじめ防止対策委員会に次にあげる者から校長が依頼する者を加えて緊急開催する。ただし、いじめ事案に関係者および利害関係をもつ者は除く。

【加わる構成員】 学園理事、地域代表、臨床心理士、弁護士、医師、その他の学識を有する者。

### 3. いじめの早期発見に向けた取り組み

- (1) 「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見つける。  
(登校後、授業、昼食、昼休み、掃除等の場面における表情、言動、服装、生徒相互の関係性、持ち物等の変化に気付いたら即時、担任及び生徒指導主事に報告する)
- (2) 変化がある生徒には、関係職員が情報を共有して問題の早期解決を図る。
- (3) 定期的な調査等を次の通り実施する。
  - ・ 生徒対象生活アンケート調査の毎月実施 (iPadによる回答)
  - ・ 教育相談 学級担任による生徒面談期間 (年2回-約1週間)
  - ・ Hyper-Qu検査 (6月、11月)
- (4) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り相談担当者を定め、生徒及び保護者に明示する。
  - ① スクールカウンセラーの紹介 (出勤日及び依頼方法)
  - ② いじめ相談窓口の設置 (担任、学年主任、生徒指導主事等を示すが、基本は「いつでも誰にでも。一番相談しやすい人に」を伝える。
  - ③ 学校以外の相談窓口の紹介
- (5) いじめを察知する学級経営
  - ① 生徒が安心して教職員に報告できる雰囲気づくり。
  - ② 毎日の生活ノートを活用した生徒との心のつながりづくり
  - ③ 学校の様子を保護者に伝えながら生徒を見守る学級担任の配慮
  - ④ 仲間の表情に気を配ることのできる心遣いの指導
  - ⑤ 相手に届ける「言葉」選びの気遣い
  - ⑥ 「いじめを許さない」掲示物の作成と掲示

### 4. いじめの早期対応のための取り組み

- (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応
  - ① いじめを察知した場合は、「学校いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに事実の有無の確認等、必要な措置をとる。
  - ② いじめの兆候を認知したら、速やかに、かつ、丁寧に事実確認を行うとともに重大事態と判断した場合、私学振興課に報告する。
- (2) いじめをなくす指導
  - ① いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた生徒や保護者に対する支援を最優先に行い、いじめを行った生徒に対しても、支援及び心のケアとその保護者への事実連絡等を継続的に行う。
  - ② いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたる。
  - ③ 保護者との連携の下、解決に向けた指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは人権を侵害する行為である」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
  - ④ いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応をするとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取り組みを行う。
  - ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべき、いじめについては、県担当部署及び所轄警察署と連携して対処する。
  - ⑥ いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とせず、いじめを受けた生徒に対する行為がなくなっている状態が相当の期間(目安:3ヶ月)継続しており、なおかつ、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解決している」状態と判断するものとする。

## 5. 重大事態とは（法28条による）

- (1) いじめにより当該生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
「重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。
- ① 生徒が自殺を企図した場合
  - ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより、当該生徒が相当な期間にわたり、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。  
「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、30日を目安とする。このような場合には、学校又は県担当部署の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。  
また、生徒や保護者からいじめにより被害が生じている訴えがあった時は、その意向を踏まえつつ、事実確認等を丁寧に行い調査・報告にあたる。

## 6. 重大事態への対応

学校が重大事態であると判断した場合は、当該生徒の生命及び財産を守ることを第一に考え、事態の解決に向けて以下の流れで対処する。

- (1) 保護者への報告及び関係機関への通報  
いじめを受けた生徒が身体に重大な被害を被った（恐れがある）場合は、校長の判断で救急車の要請や医療機関への連絡を速やかに行う。また、いじめの行為をやめなかったり、いじめの内容が犯罪行為に相当したりした場合は、速やかに警察へ通報する。
- (2) 重大事態発生を報告する。  
学校は、重大事態であると判断した場合、関係機関へ直ちに報告する。報告の内容については発生した事実と当該生徒の状態や現時点での対応状況など、事実を正確に報告する。
- (3) 学校いじめ防止対策委員会及び「専門家を交えた組織」で調査する。  
学校は、学校いじめ防止対策委員会を緊急招集し、生徒や関係者に対して直接的な調査を行う。この場合、調査結果の公平性・中立性の確保、及び生徒や関係者のプライバシーに対して十分配慮しながら「専門家を交えた組織」で調査する。
- (4) 調査結果を公表する。  
学校は、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- (5) 事態の解決に向けて取り組む。
  - ① 学校は、調査結果および関係機関からの助言をもとにして、いじめを受けた生徒への支援を行うとともに、保護者と連携して生徒の心のケアに努める。
  - ② いじめた生徒に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行う。それに加えて、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに、生徒へのカウンセリングを行う。
  - ③ 当該生徒の他に、周囲の生徒も大きな影響を受け、対応した教職員も心に支障をきたす恐れがあるため、スクールカウンセラー等の専門職を配置し、生徒及び教職員に対して心のケアに努める。

## 7. 調査を行うにあたっての留意事項

- ① 当事者だけでなく、情報提供者、目撃者からも聴き取り、客観的な行為の事実を5W1Hで確認する。
- ② 当事者の主観と客観的な事実は分けて整理する。
- ③ 生徒の「自殺」という事態が起こった場合の調査のあり方については、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止対策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

## 8. 個人情報の取り扱い

個人調査(生活アンケート等)について

- ・ iPadによる回答だが、毎月集計した結果は書式化して保存する。書式の一次資料及び聞き取りの結果を記録した文章等の二次資料や調査報告書も合わせて、高校を卒業するまでを保存期間とする。(データとしての保存も同様とする)
- ・ 取り扱いに留意し、高校進級時に情報伝達ができるよう管理する。

## 9. 「学校いじめ防止基本方針」の周知

本方針は、学校ホームページや年度当初の学校報への掲載等を通して、保護者や地域の方がその内容を常時閲覧できるようにする。また、各年度の開始時、入学式、始業式、育友会総会等の場を通じて、生徒や保護者に周知する。

この基本方針は、令和元年10月1日より  
前基本方針を改訂し施行する